

議案第24号

工事代金の未払に係る和解について

次のとおり平成20年度汗入2期及び4期地区農免農道工事（倉谷5工区）（補助）（以下「農免農道工事」という。）の工事代金の未払に係る和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

日野郡日野町 企業

2 和解の要旨

県は、農免農道工事の工事代金の未払金として、1,963,500円を和解の相手方に支払うものとする。

3 事件の概要

県は、農免農道工事について、和解の相手方と平成20年7月25日に建設工事請負契約を、同年12月19日にその変更契約（以下「変更契約」という。）を締結した。

和解の相手方は、県が指示して追加した工事内容が変更契約に盛り込まれていないことを知りながら、工事完成通知を県に提出した。一方、県は、和解の相手方から県の指

示に従い工事内容を追加した旨を知らされているにもかかわらず、平成21年1月6日に工事完成検査を実施し、履行すべき契約どおりの内容であるとして引渡しを受け、工事代金の精算を済ませた。

この不適切な処理により、未払となっている工事代金を県が支払うことで和解しようとするものである。